

社会保障制度改革と税財源問題に関する日本商工会議所の意見骨子

<総論>

○危機的な財政状況

- ・国の債務残高（国債及び借入金現在高）は919兆円（2010年12月末）。地方の債務残高を合わせると1,100兆円超。
- ・国の債務残高は対GDP比で192%（2010年度見込み）。
- ・国の基礎的財政赤字は34.3兆円。一般会計は公債発行額（44.3兆円）が税収（37.3兆円）上回る（2010年度見込み）。
- ・わが国の財政は、既に危機的状況。

○待ったなしの社会保障制度改革

- ・高齢者（65歳以上）1人に対する現役世代（20～64歳）の割合
2009年度：2.6人 → 2025年度：1.8人
- ・現行制度を継続した場合の社会保障給付費総額
2008年度：94兆円 → 2025年度：141兆円
- ・国民は将来生活の不安感を強めており、対応は「待ったなし」の状況。まさに今が「分水嶺」。

○社会保障制度の再構築と財政健全化

- ・社会保障制度改革に当たっては、将来におけるあるべき国の姿と日本型社会保障制度のあり方を明らかにし、国民の将来生活への不安を払拭することが望ましい。このため、力強い経済成長の実現、持続可能な社会保障制度の再構築、具体的な指針に基づいた歳出全体の徹底的な見直し、財源の確保を図るための総合的な改革に取り組むべき。
- ・まずは社会保障制度の再構築、国と地方の役割分担、各種財政支出の優先順位と財政健全化等を総合的にパッケージとして捉え、中長期的な歳出の見通しを明らかにしつつ、消費税を含む税体系の抜本的改革を進めて、必要な歳入を確保すべき。
- ・国民に負担増を求める際には、国会議員の定数削減や公務員制度改革などにおいて、徹底した行財政改革により身を切る姿勢を具体的に示し、同時に実行する必要がある。また、景気への影響を最小限にとどめるために、負担増を求めるタイミングや経済運営に万全を期すことが必要。
- ・財政健全化等を考えた場合には、税と保険料をあわせた国民負担率（国民所

得比 38.7% (2010 年)) の一定の増加はやむを得ないものの、税と保険料のバランスや負担水準をどの程度にするのかを検討すべき。

○共通番号制度の早期導入

- ・持続可能な社会保障制度の再構築、歳出全体の見直しと税財源の確保を前提とした総合的な改革には、社会的インフラとして、社会保障と税に共通した番号制度の早期導入が極めて重要。
- ・共通番号の記載の義務付けの範囲や共通番号に紐付けされた情報の利活用できる場合を法令によって定めるとともに、制度のメリットや導入コストの試算、リスク管理方法等を明らかにしつつ、より緻密・詳細な検討を進めるべき。

○今後、政府等の検討の場において論点が明確になった際には、適宜、追加意見を述べる。

<社会保障>

1. 「自助と共助」を基本とした社会保障制度の再構築

- ・少子高齢化社会に対応した国民が信頼できる持続可能な社会保障制度への再構築（年金、医療、介護の一体改革）が必要。その際は、「公」に過度に依存することなく、個々人の自立を重視した経済・社会制度を構築する等の観点を踏まえ、「自助と共助」（個々人の自立、及び保険制度としての助け合い）をベースとし、現行の社会保険方式を原則としながら、不足する部分を公費負担で補うという考え方を堅持。
- ・予想される社会保障給付費の増大を専ら現役世代及び企業に負担を求めていくことも限界。現役世代と高齢者の人口動態がほぼ正確に把握できる今後 30 年間を見据え、給付と負担のバランスについて再検討し、少子高齢化社会に対応できる持続可能な社会保障制度の再構築を早期に進める必要。

(1) 年金

- ・年金制度の見直しに当たっては、すべての国民が現役時代に保険料を拠出することを基本とし、足りない部分を公費負担で補うという現行の基本的な考え方は将来にわたって維持すべき。厚生・共済年金の比例報酬部分は現状の枠組みのままとして保険料により給付を賄うものとし、基礎年金部分は最低保障的な要素が強いことから財源の 2 分の 1 を国庫負担とし、保険料納付を義務付ける枠組み（社会保険方式）を堅持。事業主負担は残るものの、基礎年金部分についても「自助と共助」の考え方に基づく社会保険方式を基本とすべき。

- ・基礎年金の最低加入年数を現行25年から10年に短縮する、保険料の未納期間については受給資格者に満額の2分の1を限度に基礎年金を支給するなどの対応によって「無年金問題」の解消を図るべき。
- ・平均寿命の伸びや諸外国との比較から年金受給開始年齢を将来的に2年程度引き上げることもやむを得ないが、その場合は、高齢者の雇用促進策を講ずることを前提とし、また、就労が困難な高齢者に対しては、年金受給を選択できるなどの措置を講ずる必要がある。
- ・高額所得者については、所得に応じて基礎年金額を減額する仕組みとする。例えば、一定所得を超えた場合には、勤労意欲を減退させないように、段階的に基礎年金を減額していくことも検討する必要。
- ・年金一元化については、一元化のメリット、移行のための手続きや期間について検討し、年金加入者や企業の負担と給付の具体的水準を示した上で、慎重に議論を進めるべき。

(2) 医療・介護

- ・医療・介護の給付費は年金を上回る伸びが予想され、生命・健康に係ることから国民の関心が高い。年金よりも医療・介護に公費負担の優先度を与える。
- ・一方、医療・介護は効率化の余地が大きいとも指摘されている。出来高払いから包括払い方式への検討、後発医薬品の使用促進、保険者機能の強化（レセプトチェックの強化や健康づくりの推進等）、医療情報の保険者に対する開示や情報・サービスのIT化など競争促進による効率化、等により給付費総額の伸びを抑制すべき。併せて、医師不足対策など、ニーズに合ったサービスが提供できるよう、質の向上や機能強化が必要。
- ・高齢者医療については、75歳以上の高齢者を特別視することを改めること。一方、予算措置により1割負担とされている70歳から74歳の患者負担を法定の2割負担とするなど、高齢者の負担のあり方について再検討すべき。

2. 現物給付に重点を置いた少子化対策

- ・現物給付は諸外国と比べて給付水準が低く、保育所等の社会基盤整備、小中学校の給食費・教材費への充当などに努めるべき。
- ・「子ども手当」については、現物給付とのバランス等を考慮した上で、手当の水準や所得制限のあり方について検討する必要。

<税財源>

- ・ 少子高齢化が進展するわが国において、現役世代や企業に大きく依存した税・社会保険料体系を維持していくことは限界。
- ・ また、歳入増を図るためには、経済の活力強化により税収をあげることが不可欠。諸外国とのバランスのとれない税体系の見直しにより、国際競争力を強化するとともに、企業の成長を促進する税制により、地域の活性化を促進すべき。
- ・ こうした観点にたち、税制抜本改革にあたっては、以下の点に留意して、総合的にバランスのとれた税制の構築を目指すべき。
 - 直間比率の見直しを行って、法人実効税率、中小法人に係る軽減税率のさらなる引き下げを図る。その際、国税のみならず地方税の見直しも必要。また、地域主権の実現に向け、国から地方へ、官から民への流れを加速させ、「地域の自主・自立」の確保へ向けた国と地方のあり方と税制について検討すべき。
 - 他方、わが国の危機的な財政赤字の状況や今後の社会保障給付費等の伸びを考えると、行財政改革を進める一方で、消費税を引き上げざるを得ない。ただし、引き上げのタイミングや導入の仕組みについては、十分な検討が必要。
 - 特に、複数税率は導入すべきでない。また、円滑な価格転嫁の確保などに万全を期すことが必要。逆進性対策については、まずは、社会保障給付など歳出面で対応すべき。
 - 社会保障費は地方も負担していることから、地方負担分の増大に対する手当ても必要。

以 上